

要介護認定について

13

- 制度概要
- 令和5年度地方分権提案について
7月14日地方分権改革提案募集検討専門部会（有識者ヒアリング1R）

重点番号11：要介護（要支援）認定申請に係る調査主体の
拡大に関する見直し（厚生労働省）

厚生労働省 老健局 老人保健課

介護保険制度における要介護認定制度について

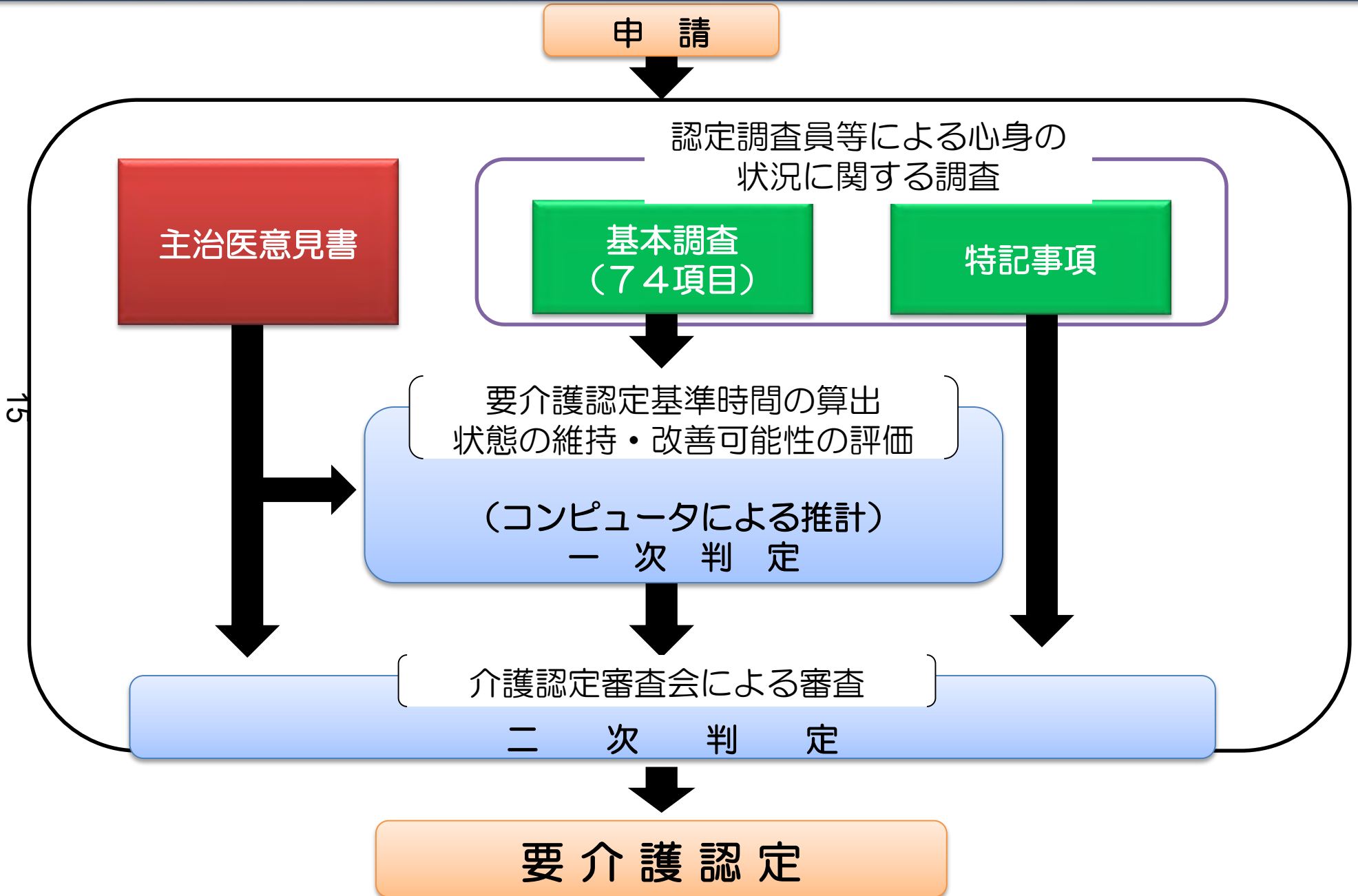
趣旨

- 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組み。

要介護認定の流れ

- 要介護認定は、まず、市町村の認定調査員による心身の状況調査（認定調査）及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。（一次判定）
- 次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。（二次判定）
- この結果に基づき、市町村が申請者についての要介護認定を行う。

要介護認定の流れ

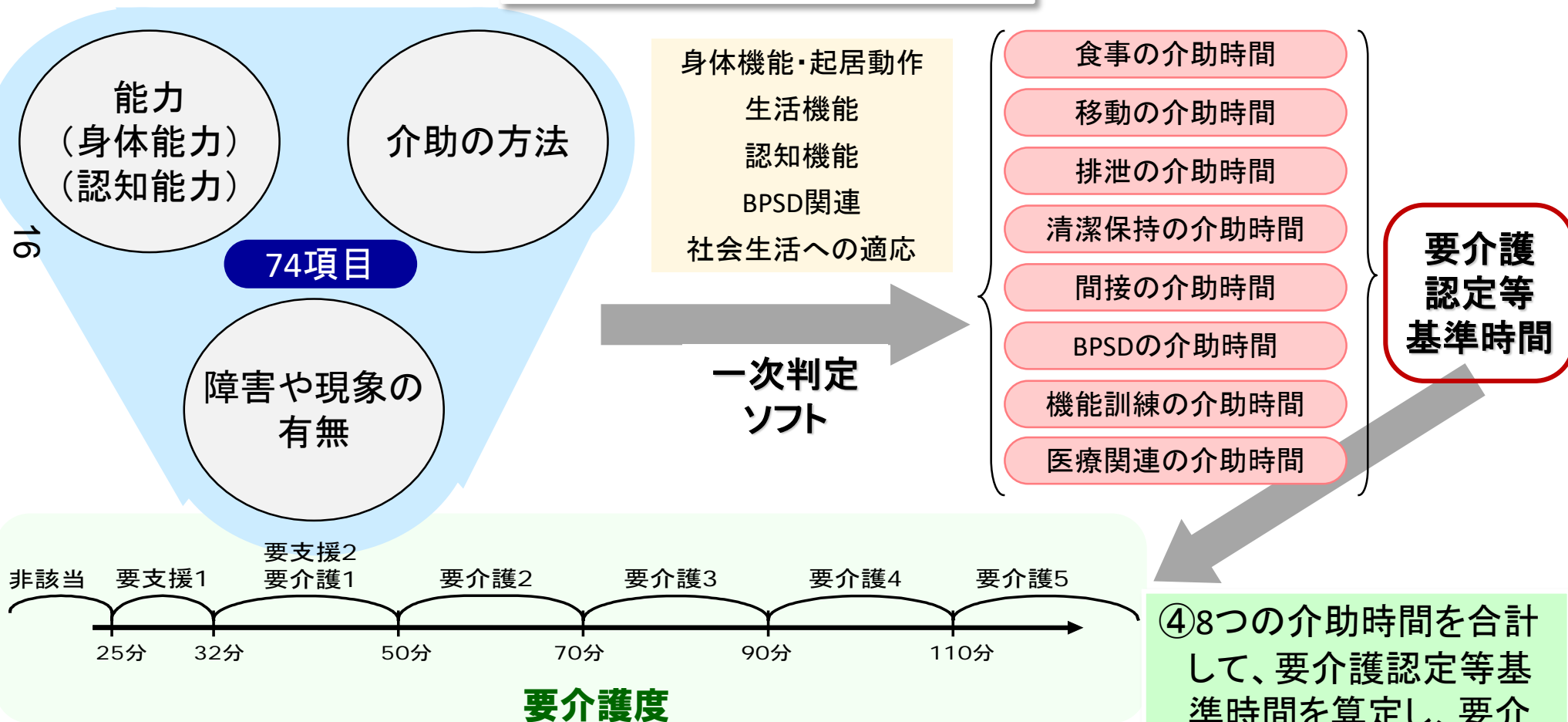


認定調査に基づく一次判定

① 74調査項目の選択肢を選択

② 中間評価項目得点の算出

③ 樹形図により、8つの生活場面毎の介助時間を推計



(例) 要介護認定基準時間が93.2分であるので、要介護4

④ 8つの介助時間を合計して、要介護認定等基準時間を算定し、要介護度を判定

認定調査員の要件の変遷

○施行当初

	市町村		委託	
			指定居宅介護支援事業者等※ 1	
	介護支援 専門員	その他職種 無資格の 者を含む	介護支援 専門員	その他職種 無資格の 者を含む
新規申請	○	○	○	×
更新申請・区分変更申請	○	○	○	×

○H18法改正

	市町村		委託			
			指定市町村事務受託法人		指定居宅介護支援事業者等※ 1	
	介護支援 専門員	その他職種 無資格の 者を含む	介護支援 専門員	その他職種 無資格の 者を含む	介護支援 専門員	その他職種 無資格の 者を含む
新規申請	○	○	○	×	×	×
更新申請・区分変更申請	○	○	○	×	○	×

17

○R2省令改正 (現行)

	市町村		委託					
			指定市町村事務受託法人			指定居宅介護支援事業者等※ 1		
	介護支援 専門員	その他職種 無資格の 者を含む	介護支援 専門員	市町村職員 OB等※2	看護師、介護 福祉士等※3	その他職種 無資格の 者を含む	介護支援 専門員	その他職種 無資格の 者を含む
新規申請	○	○	○	○	○	×	×	×
更新申請・区分変更申請	○	○	○	○	○	×	○	×

地方分権の提案部分

- ※1 指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター及び介護支援専門員。
- ※2 認定調査員として1年以上従事した経験を有する者とする者。
- ※3 医療・介護・福祉に係る専門的な知見を有する者（介護保険施行規則113号の2第1号又は2号で規定される者であつてかつ介護に係る実務5年以上）。